

しょうせいだい ごう
消 生第1115号
れいわ ねん がつ にち
令和7年5月19日

かながわけんしょうひせいかつしんぎかいちちょう さま
神奈川県消費生活審議会会長 様

かながわけん ち じ
神奈川県知事
こういんしょうりやく
(公印省略)

かながわけんしょうひせいかつじょうれいだい じょう きてい じぎょうしゃ じゅんしゅ
神奈川県消費生活条例第10条に規定する事業者が遵守すべき
ひょうじきじゅん いちぶかいせい しもん
表示基準の一部改正について (諮問)

かながわけんしょうひせいかつじょうれい しょうわ ねんかながわけんじょうれいだい ごう だい じょうだい ごう きてい
神奈川県消費生活条例 (昭和55年神奈川県条例第1号) 第27条第5号の規定に
もと つぎ きしんぎかい いけん もと
基づき、次のことについて貴審議会の意見を求めます。

1 しもんじこう 諮問事項

しよくひんひょうじきじゅん かいせい かか かながわけんしょうひせいかつじょうれいだい じょう きてい じぎょうしゃ じゅんしゅ
食品表示基準の改正に係る神奈川県消費生活条例第10条に規定する事業者が遵守
ひょうじきじゅん しょうわ ねんかながわけんこくじだい ごう いちぶかいせい
すべき表示基準 (昭和56年神奈川県告示第53号) の一部改正について

2 しもん しゅし 諮問の趣旨

かながわけんしょうひせいかつじょうれいだい じょう きてい じぎょうしゃ じゅんしゅ ひょうじきじゅん い か けん
神奈川県消費生活条例第10条に規定する事業者が遵守すべき表示基準 (以下「県
じょうれい きてい ひょうじきじゅん ちょうりれいとうしよくひん きてい
条例に規定する表示基準」という。) では、「調理冷凍食品」について規定していま
すが、その中で「食品表示基準 (平成27年内閣府令第10号) 別表第3に規定する調理
れいとうしよくひん のぞ
冷凍食品を除く。」としています。

こんばん しよくひんひょうじきじゅん いちぶかいせい どうれいべつびょうだい さくじょ れいわ ねん がつ
今般、食品表示基準の一部改正により、同令別表第3が削除される (令和8年4月
にちしこうよてい けんじょうれい きてい ひょうじきじゅん かいせい けんとう ひつよう
1日施行予定) ことから、県条例に規定する表示基準についても改正を検討する必要があります。

じょうき しよくひんひょうじきじゅん かいせい かか かながわけんしょうひせいかつじょうれいだい じょう
このため、上記のとおり、食品表示基準の改正に係る神奈川県消費生活条例第10条
きてい じぎょうしゃ じゅんしゅ ひょうじきじゅん いちぶかいせい ごしんぎ ねが
に規定する事業者が遵守すべき表示基準の一部改正について、御審議をお願いするも
のです。

といあわ さき
問合せ先

しょうひせいかつかしどう まつい
消費生活課指導グループ 松井

でんわ ないせん
電話 (045) 312-1121 内線2630